

ながの労福協

〈ライフサポートセンター〉

長野県労働者福祉協議会
〒380-8710
長野市立町978-2 労済会館内
TEL026-232-6667 FAX026-232-6672
E-mail n-rofuku@athena.ocn.ne.jp
http://nagano.rofuku.net/
発行人 近藤 光
編集人 青木 正照

第242号2007年8月1日

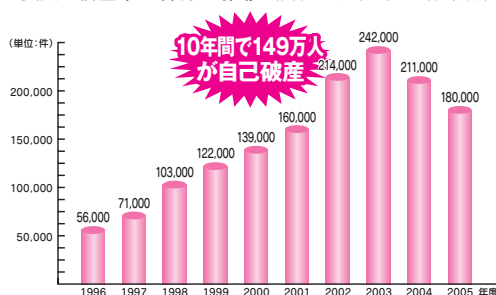
労福協は働く仲間の生活を守ります…

多重債務防止啓発、多重債務者救済特集

クレジットや消費者金融を利用して返済困難に陥っている「多重債務者」は、全国で267万人もいるといわれています。そのうち自己破産者は、2004年度以後減少傾向にあります。2005年度は18万人おり、過去10年間では、149万人が自己破産しています。又、経済生活苦での自殺者は1年間で8,000人を超え、深刻な社会問題になっています。

このような状況下で、全国に先駆けて長野県では「長野県多重債務者対策協議会」を発足し、積極的な対策に乗り出しました。又、県労福協としても働く仲間の生活を守るため「対策協議会」に加わり、県労福協構成団体の労働組合や、労働金庫、労働基金等と連携をとり、多重債務防止のための啓発活動や、多重債務者救済の活動を行っています。

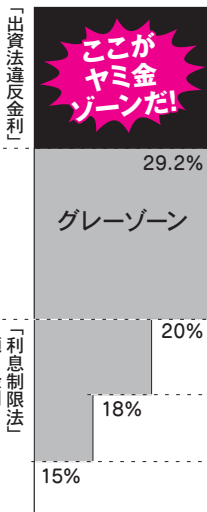
●個人破産申立件数の推移 (資料：最高裁判所司法統計)



利息制限法を超える金利は違法です。

利息制限法で規定された金利を超えるものは、本来違法ですが、罰則規定がないために、多くの消費者金融会社の高い金利は利息制限法の制限利息を上回っています。

利息の上限違反に刑罰を科す「出資法」では、上限金利を29.2%と定めています。ほとんどの消費者金融会社は「利息制度法上限」と「出資法上限」の間のグレーゾーンでの営業活動を続けています。



*29.2%を超える金利は出資法違反。5年以下の懲役もしくは、1,000万円以下の罰金に処せられる。

〈出資法:29.2%以下〉
*20%を超える金利は利息制限法違反。しかし、罰則がないため、大多数の消費者金融は、この間で金利を設定している。

*元本10万円未満…20%以下

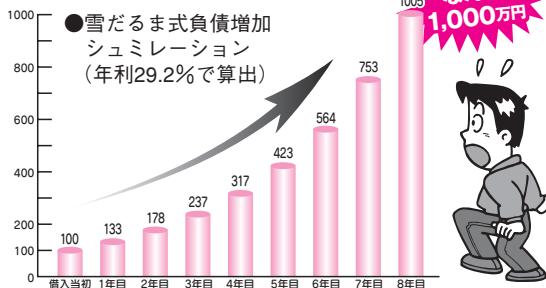
*元本10万円以上100万円未満…18%以下

*元本100万円以上…15%以下

自己破産者の約4割は給与生活者。借金をする理由は「生活費」「負債の返済資金」「債務の肩代わり」等々ですが、いずれも、最初は誰もが「返せる範囲の金額」だと思って、高金利のお金を借りています。最初が肝心です。冷静に、金利を良く見比べて、資金計画も確実にして、適正なローンを利用しましょう。

こんなはずじゃ無かったのに!?

100万円の借金を、毎月他の消費者金融から借りて返すということを繰り返していると、借金は、8年目で1,000万円に膨れ上がります。



2009年12月を目処にグレーゾーン廃止・総量規制の導入!

昨年12月13日、「貸金業規則法などの一部を改正するための法律」が私たちの要求に近い形で成立しました。概ね3年後(2009年12月)に、サラ金などの上限金利は、利息制限法の利率(元本10万円未満は年20%、10万円以上100万円未満は年18%、100万円以上は年15%)に統一されます。法律施行後は、サラ金などが年20%を超えて貸し付けると刑罰が科され、年15%ないし18%を超えた場合は行政処分の対象となります。また、返済能力を超えた貸付を禁止するため、総貸入残高が年収の3分の1を超えないよう規制されます。

自己防衛5カ条

- ★そのお金、本当に必要ですか?
- ★ほかに、もっと安い金利で借りられるところは、ないですか?
- ★あなたの収入で、きちんと返済できますか?

借りる前に、もう一度、よく考えて下さい!

- point 1 カードは必要枚数以上もたない!
- point 2 過剰融資に乗せられない!
- point 3 借金返済のためのローンは絶対に借りない!
- point 4 サラ金カードはつくらない!
- point 5 カードや名義は人に貸さない!

万が一、多重債務に陥ってしまったら

＝ 解決できない借金はない＝ 一人で悩まず、組合、「ろうきん」、労福協へ相談しましょう！

多重債務の解決には、必ずなんらかの方法があります。夜逃げや自殺は絶対に必要ありません。ましてや、犯罪行為に走るなど、かえって家族や親族、友人を悲しませるばかりです。


万一、多重債務に陥ってしまったら、一人で悩まず、まずは組合または「ろうきん」、労福協に相談しましょう。

特に、「ろうきん」では、全店に配属された「多重債務相談員」が親身になって相談を受けています。また、労働基金との連携による「労働基金顧問弁護士」のほか、長野県司法書士会のご協力による「クレ・サラ問題相談ネットワーク」登録司法書士の相談体制も整っています。

「任意整理」「特定調停」「個人再生」「自己破産」など、解決への選択肢はいろいろです。

勇気を出して、一日も早く相談しましょう。・・・



早いほどいい	すべて書き出す	解決法は必ずある	新たな出発を
<p>借金が返せない、多重債務に陥ってしまった。</p> <p>そんな時でも必ず解決法はあります。</p> <p>とにかく「組合」「ろうきん」「労福協」のいずれかに相談することです。</p> <p>だれにも話せず長期間悩むことが少なくありません。その間にも借金はふくらんでいきます。</p>	<p>まず、借金のリストを書き出します。いつ、どこから、いくら借りて、金利はいくらか、返済した額、残高はいくらなのか。</p> <p>金利が不当に高すぎる場合は利息制限法の金利で計算し直し、払いすぎた分を返済にあてて債務を圧縮できます(金利の引き直し)</p> 	<p>借金をすべて書き出し、債務がはっきりしたら、4つの解決法のいずれかで解決可能です。</p> <p>①親族から援助が得られたり、ろうきん融資が受けられる場合は、弁護士等に依頼して「任意整理」を</p> <p>②債務額が少ない場合は自分で簡易裁判所に申立をする「特定調停」を</p> <p>③債務額は大きい定期収入がある場合は、「個人再生」を</p> <p>④そして最後の手段が「自己破産」です。</p>	<p>どうしても債務が返済できない、将来の収入をあてても返済の見通しがたないときの唯一の方法が自己破産です。</p> <p>裁判所に申し立て、審理を経て認められると、借金の返済が免除されます。</p> <p>自己破産は、新たな生活の立て直しができる最後のチャンスです。</p> <p>それまでの生活を見直し、新たな出発が可能です。</p>

多重債務の4つの解決方法

任意整理 裁判所などの公的機関を利用せずに貸金業者などと話し合い、利息制限法にもとづいて借金の減額などの交渉をします。一括弁済、または分割弁済もできます。ほとんどの場合、弁護士などの法律の専門家に依頼します。

特定調停 債務者本人が簡易裁判所に調停申し立てをすると、調停委員が借り手と貸し手の間に入り、和解交渉をあっせんしてくれます。この場合も利息制限法で借金を減額、一括弁済が分割弁済を交渉します。

個人再生手続き 負債総額が3000万円以下で、定期収入が見込める場合、借金の一部の返済計画案をつくり、裁判所に認めてもらったうえで計画通り返済が終われば残りの借金が免除されるというもの。自己破産と違い、住宅を維持しながら債務整理ができます。

自己破産 任意整理が困難なほど多額の借金を抱えてしまった場合の最後の手段。破産宣告を受けただけでは借金は免除されません。免責を申し立て、裁判所に認められてはじめて支払い義務がなくなります。この免責は無条件にもらえる訳ではありません。

人には言えない悩み事、どなたでもお気軽にお電話ください！

労福協のくらし・なんでも相談 **お電話で無料相談** 平日【相談アドバイザー】10:00～16:00

あなたに合った解決法はきっと見つかります！
ひとりでも悩んでいないで、まずご相談ください！

ご協力いただく専門家は… **弁護士** **社会保険労務士** **司法書士** **就職相談員** 毎月第2土曜日【専門家】10:00～16:00

0120-39-6029 主催：長野県労働者福祉協議会
長野市立町978-2 労済会館2F

自己破産によって受ける影響など

- 生活に必要な財産は手元に残ります。
生活に必要な衣服や家具等などは残ります。
- 一定期間、ローン・クレジット利用できない。
クレジットカードは7～8年くらい利用できなくなります。又、金融機関の借入れは概ね10年間は利用できなくなります。
- 自己破産は、戸籍や住民票には載らない。
「官報」に記載されるが、戸籍や住民票には一切記載されないため、家族には影響はない。
- 選挙権は残ります。
- 原則、家族の財産には影響はありません。
- アパート等を追い出されることはありません。
- 自己破産確定後、7年間は「自己破産」できない。
- 自己破産を理由に勤務先を解雇される事はない。
- 「免責決定」まで就けない職業があります。
不動産鑑定士・土地家屋調査士・宅建取扱主任者・生命保険募集員・損害保険代理店など
なお、制限は「免責」決定後は回復します。

〈多重債務相談のポイント〉

- ☆多重債務者の7割が「半年間一人で悩んだ」と答えています。精神的に相当まいっていますので温かい心遣いが大切です。
- ☆家族に内緒で整理したいという場合は、説得し、組合役員や家族も交えて対応することが肝要です。
- ☆「ろうきん融資」が利用できない場合でも、別の形での解決方法は必ずあるので、本人・家族・組合・ろうきん又は労福協・弁護士(司法書士)と一緒に親身に打ち合わせしましょう。

くらし・なんでも相談

シリーズ No.8

「多重債務問題」

「このような立場の人がどうして?」。原因は多重債務に陥り、自分では正しい判断もできない状況にあったのではないかと推察される事件の数々。各方面で多重債務者の相談窓口を開設し救済に取り組んでいます。

今号は、多重債務対策にあてた特集です。相談シリーズも削りに引き続いて元長野県弁護士会会長、現・法テラス(日本司法支援センター)長野地方事務所副所長であり当相談ダイヤル主任弁護士の佐藤豊弁護士に、「多重債務者と債務整理の手法」について説明いただきました。相談実例を交えて紹介します。



(佐藤豊 弁護士)

【事例①】(女性)
《パート収入の全てを返済に充てても追いつかないサラ金返済。》

夫と子供2人。以前夫の勤務先が倒産し、再就職先でリストラされ、現在の勤務先も給料が安い。5年前前から生活費や子供の大学進学による学費と仕送りのためサラ金から借入し、6社から400万円位の借入残がある。月額約15万円のパート収入全てをサラ金の返済に充てている。なんとかしたいが、どうすればよいか。

【回答】 夫に打ちあけて、弁護士か司法書士に相談を。返済額と収入を考慮し、他に資産もなく返済が全く不可能ならば自己破産、一部返済可能な場合は個人再生の手続きが考えられる。

【事例②】(女性)

《ローンの一本化のためハガキの指示に従い、更にサラ金から借りて送金したが…。》

クレジット6社から400万円を借りている。「ローンを一本化するために」とハガキが来た。「データーを取るため」と言われ、サラ金2社から60万円を借入れさせられ、指示に従って送金した。サラ金から返済請求が来たので、相手に電話したら連絡がつかなかった。警察にも相談に行ったが、戻らないと言われた。

【回答】 振り込め詐欺と思われる。基本的な問題である「多額の借金の解決を図る」ことが先決。専門家に相談を。相手を特定できるだけの情報はないので、警察の言う通りお金が戻るとは難しい。

安易に借りて返す方法は、負債額が減るわけではなく、根本的な解決にならないので、上手い話や怪しげな話は断固断ること。

ワンポイント

(多重債務を整理する4つの方法)は、右項参照

債務整理の事例「過払金の返還請求」

長い期間に亘ってサラ金等との取引及び返済を続けている場合、取引に当って決

られた利息の利率を低い利率で計算し直すことよって、借入金の残額が大幅に減額され、又は残額がなくなつて払い過ぎになっていることも稀ではありません。下の表は実際の事例です。借入金残額欄に記載の通り6社で450万円近い借入金があり、返済ができなくなつて相談に來られました。

債務整理を行うにあたって、まず各消費者金融やクレジット会社に対し、受任通知を送付すると共に、取引開始時からの借入及び返済の経過の一覧(取引履歴)を送付するよう請求します。この取引履歴を基に利息制限法に基づき引き直し計算を行い、本来の借金の残高を決定します。制限計算欄の金額が▲(マイナス)は、払い過ぎになつていることを示しています。

各消費者金融会社やクレジット会社と交渉し、2社は訴訟をして和解内容の通り解決し、1社(E)は支払分がありました。6社で約450万円の借金が、債務整理した結果、500万円近いお金を手にして解決しました(過払金の返還)。

計算し直すときの低い利息とは、1頁で示しましたように利息制限法という法律で決められた利率です。サラ金等は、一定の要件の下でこれより高い利率で貸し付けることが認められているため、利息について法律で二重の利率の規制がなされていることとなります。その二重の利率による金利の差がいわゆる「グレーゾーン金利」です。サラ金等の利息の利率については、これもでも次第に低く改正されて來ましたが、H19年12月を以てグレーゾーン金利はなくなる法改正がなされました。

借入金額が大きく減り、または払い過ぎになるかどうかは、長い期間返済を続けてきたかどうかによりしますので、ここ数年の取引という場合は大幅な減額は期待できません。前記の実例は、古い借入

では15年以上返済を続けて來たという特異なものです。

利息制限法による引き直し計算と過払金返還請求額 (単位:円)

債権者 (消費者金融クレジット会社)	借入金残額	制限計算 (再計算過払金)	和解内容
A社	495,179	▲688,684	▲688,000
B社	499,537	▲513,759	▲510,000
C社	2,045,397	▲1,961,821	▲1,600,000
D社	467,268	▲4,070,638	▲1,500,000
E社	490,509	281,350	270,000
F社	494,501	▲962,358	▲960,000
6社計	4,492,391	▲7,915,910	▲4,988,000 (戻って來たお金)

※約450万円の借入金がゼロになり、更に過払金返還で約500万円が戻った例

無駄な利息を払い続けていつまで経っても元金が減らない状況から早く抜け出し、収入の範囲で暮らす「健全な生活」を送るためにも、一日も早く債務整理をすることが大切です。

もし、あなたの身近にいる人が多重債務で困っていたら専門家に相談されるよう勧めてください。あなたに合った債務整理の方法は必ず見つかります。

悩んでないですなんて相談、ほっとダイヤル。0120-39-6029にお電話ください。

地区労福協の飛躍を期して・・・2007年度活動方針

～各地区労福協定期総会より～

塩尻地区労福協 <第17回定期総会>

- 開催日/2007年5月28日(月)
- 場 所/ろうきん塩尻支店会議室

- ①昨年度までの経過と反省を生かしボランティア活動を始めたとして諸事情や労働者福祉と市民生活の向上を求めた市政要求を関係団体と共に取り組む。
- ②ボランティア活動・バスツアー・スポーツ大会は、未組織労働者や地域の人々の参加を募り、多くの皆さんに労福協を理解してもらう。
- ③県労福協「くらし・なんでも相談ほっとダイヤル」の周知に努める。
- ④労働運動と労働者福祉運動は、車の両輪。抱えている課題は多種多様であるが「あたたかみ・魅力あふれる労働者福祉」の実現に向けて、その役割と責任を果たしたい。

飯田地区労福協 <第5回定期総会>

- 開催日/2007年5月30日(水)
- 場 所/飯田勤労者福祉センター

- ①労働者福祉活動の強化発展に向け、各種研修会、学習会、勤労者まつり、体育大会等の取り組みを着実に実施する。
- ②飯伊地域の勤労者の融和をはかるため、飯田地区労福協単独行事として「ソフトバレーボール大会」を開催する。
- ③飯田地区労福協活動の柱として各種研修会を実施する。
- ④飯伊地域勤労者互助会へ、会長及び幹事を引き続き役員として選出し、運営に協力して行く。
- ⑤県労福協が進める「生活あんしんネットワーク事業」について取り組めるところから検討を開始して行く。



飯田地区労福協

大北地区労福協 <第12回定期総会>

- 開催日/2007年6月1日(金)
- 場 所/大町市総合福祉センター

- ①労働会館の管理指定業務について、労働会館の健全経営を含め、責任ある管理運営に努めて行く。
- ②労働者が健全・安心・安全の生活を送るための、ライフセミナーの課題別開催に努める。
- ③労働団体、労働者福祉事業団体、行政、互助会が相互に協力しながら、組織労働者だけでなく未組織労働者、地域市町村民へも参加を募るべく周知方法の創意工夫に努める。
- ④各構成団体との情報交換及び交流をしながら、労働者福祉向上に向けた情報誌の発行に努める。



佐久地区労福協

佐久地区労福協 <第2回定期総会>

- 開催日/2007年6月15日(金)
- 場 所/小諸コミュニティセンター

- ①基本的には県労福協の活動方針に沿って、地域の実情に合わせて幹事会で十分な検討をして実施する。
- ②「ライフプラン研修」「勤労者体育大会佐久地区予選会」を開催する。
- ③定期的に新聞広告を出し、一般市民にも労福協を知っていただく活動と共に、労金・全労済の利用促進を図って行く。又、機関紙の定期発行に努める。
- ④勤労者全体が一体となって取り組める政策を立案し、自治体への要請活動を展開し、実現を図る。
- ⑤未組織勤労者への活動拡大を目指し、市町村互助会との連携が取れるように検討して行く。

長野地区労福協 <第25回定期総会>

- 開催日/2007年6月20日(木)
- 場 所/長野ホテル「犀北館」

- ①県労福協の方針を受け、モデル地区として、更なる「生活あんしんネットワーク事業」の推進に向けて、検討を重ねる。
- ②独自の「福祉相談ダイヤル」の周知に努め一般市民の利用拡大を図る。
- ③「囲碁・将棋大会」「地区勤労者体育大会」「親子ふれあい企画」「良きパートナーを探そう」等の事業を継続する。
- ④老後の豊かな人生設計の一助とするために「生涯生活サポート研修会」を開催する。
- ⑤福祉活動の共助として「車いす貸出し事業」を継続する。
- ⑥市町村自治体との関係を密にし、各級議員との連携も深め労働者福祉に関する政策・制度要求の実現を目指す。



長野地区労福協

上伊那地区労福協 <2007年度定期総会>

- 開催日/2007年6月25日(月)
- 場 所/伊那勤労会館会議室

- ①各構成役員の見解を十分反映させるためにも、年間4回の幹事会・役員会開催を目指す。
- ②未加盟の労働団体、市町村勤労者互助会などの接点を強めると共に、利害を共有する団体・組織等との連携を目指す。
- ③南信ブロック会議の定期開催を検討・打診し、活動の広域化を目指す。
- ④「生活あんしんネットワーク事業」の早期具現化など、取り組みを加速して行く。
- ⑤「専従者配置」につき、幹事会・関係組織と具体的検討をする。
- ⑥「ライフサポートセンター」という呼称については、未組織勤労者対策のツールとして採用に向けた検討をして行く。



上伊那地区労福協

須高地区労福協 <第20回定期総会>

- 開催日/2007年6月27日(水)
- 場 所/須高市第一勤労者研修センター

- ①「生活あんしんネットワーク事業」を中心に、労働者の福祉分野全般に亘っての向上を図る活動を展開する。
- ②各企業の従業員互助会などの組織にも加入の呼びかけを行うと共に、各市町村の勤労者互助会との連携も図って行く。
- ③「バスハイク」「勤労者文化祭」「新春パーティー」「生涯サポート研修会」等の活動を継続実施する。
- ④結成20周年記念フェスティバルを開催する。

松本地区労福協 <設立総会>

- 開催日/2007年5月11日(金)
- 場 所/松本勤労者福祉センター

- ①最重点課題として「生活あんしんネットワーク事業」を推進して行く。
- ②労働団体と連携して、メーデーに関わり、費用補助行う。
- ③勤労者文化祭を11月に実施予定。
- ④勤労者体育大会地区予選会の開催。
- ⑤労金・全労済・住宅生協との連携による研修会開催。
- ⑥労福協独自の各種福祉研修会開催。
- ⑦会員相互の親睦を深めるため、ゴルフコンペ開催。

〈生活あんしんネットワーク事業関連〉

中央労福協 2007年度全国研究集会開催

中央労福協主催の2007年度全国研究集会が、6月7日〜8日の二日間に亘り新潟市「ホテル新潟」に於いて223名参加により開催されました。

今回は、「社会的共感の得られる運動を協働して取り組むために」というテーマに沿い、労福協が担う勤労者へのセーフティネット機能を社会的な共感を得ながら協働して構築する必要があるという事を確認しました。



全国から集った参加者

一日目の基調講演では、慶応義塾大学樋口美雄教授から、戦後最大の好景気といわれているが、働く者にはその実感が無く、相変わらず勤労者へのしわ寄せが続いている。そして、格差社会・二極化の発生する要因を考察し、地域再生のために、労福協運動の役割は非常に大きいという事を学んだ。又、作家、石川英輔氏からは、環境問題について、世界でも類を見ない、「循環型社会」であった江戸時代のライフスタイルや、地

域の連携・提携の大切さを確認し、現代に活用すべきであることを教えていただいた。二日目は、トークセッションが行われ、「暮らしに関するサポート事業」の必要性とこの事業を我々が取り組み、生活者のセーフティネット機能を充実させることにより、労働者福祉が大きく前進するという事を再確認することができた。

東部ブロック協議会 第一期(後期)福祉リーダー塾開催

労働者福祉東部ブロック協議会主催の「第一期(後期)福祉リーダー塾」が6月8日〜9日の二日間に亘り新潟県湯沢町「ナスパニユーオオタ」に於いて33名参加により開催され、県労福協からは竹元事務局長が参加しました。



講演を聴く参加者

この福祉リーダー塾は、地域と職場で労働者福祉運動の新たな創造を担うリーダーを育成するために、昨年十月の前期研修に引き続き開講されたものです。一日目は、労働金庫及び全労済から講師を招き、労働金庫・全労済運動の基本方向と充実・発展にむけた課題について提起され、労福協をはじめ、労働団体、福祉事業団体が従来以上に連携を強化し、労働者福祉運動を盛り上げる必要性を確認し合いました。

二日目は、連合副事務局長高橋均氏から、現在全国には、全勤労者の82%を占める未組織の勤労者があり、従来からの職域に加

え、「生活地域」への対応が必要になってくる。又、それに加え、団塊の世代が大半して定年を迎え一挙に地域に入っていくことになるが、円滑に地域に溶け込めるように導くことや、逆に、長年培った知識、知恵、技術等を、活かすための仕組み作りが大切であることを学びました。

「長野県多重債務者対策協議会」 及び「長野地域多重債務者救済 に向けての懇談会」開催

国の多重債務問題対策プログラムに従い、全国に先駆けて県として「長野県多重債務者対策協議会」を立ち上げ、去る7月18日に長野県消費生活センターにおいて第一回目の協議が開催されました。

この協議会には、県労福協、県弁護士会、県司法書士会、労働金庫をはじめオプザーバーも含め全部で25の団体、機関が関わり、長野県ときめ細かな連携を保ちながら、多重債務者の救済活動を進めていくことになりました。又、主だった市にも同様の対策協議会を設立するよう、県として順次指導していくことも確認されました。

また、長野市地域における多重債務者の救済と生活支援を行うためのネットワーク作りに向けて、「県労福協」「弁護士会」「司法書士会」「NPOながのコスモスの会」の四者による第一回懇談会が7月4日長野市生涯学習センターに於いて開催されました。これは、県の「多重債務者対策協議会」の基本事項を参考にし、身近な生活地域に同様の組織を作ろうというのが主旨で、今後、懇談した四者の他にも、多重債務問題に取り組んでいる団体に賛同を呼びかけ構成組織を確立することを確認しました。

県市町村勤労者互助会・共済会連絡協議会 第19回総会開催

長野県市町村勤労者互助会・共済会連絡協議会第19回総会が7月11日松本勤労者福祉センターに於いて開催されました。

この共済会連絡協議会は、県下に10,000事業所、会員数78,000人を擁する大きな組織であり、地域の未組織勤労者との接点を確保するために連携が不可欠です。



総会で挨拶をする石田会長

平成19年度の活動計画の中で、労金・全労済と連携した各種セミナーの開催や住宅生協の木造耐震診断、リフォーム無料相談など労働者福祉事業団体との連携について盛り込まれています。

特に、県労福協が労働団体・福祉事業団体・地区労福協と連携して進めている「生活あんしんネットワーク事業」の具体的地域展開へのサポートや互助会共済会共有施設の共同化・相互利用の検討を進めることが確認されました。

又、共済会広報に「ほっとダイヤル」の広告掲載や、去る6月5日に開催された「西山部勤労者互助会評議員会」に県労福協青木専務理事が来賓として招待されるなど、徐々に地域の勤労者互助会との繋がりが深まってきましたので、この流れを大切にしていきたいです。



西山部勤労者互助会評議員会

長野県消費生活条例の 検討が始まっています

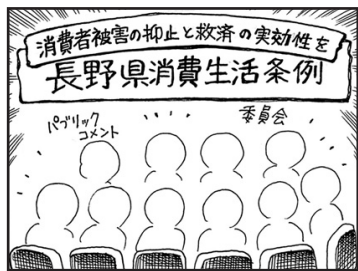
県労福協・連合長野・県労組会議・中立労連・生協連が加盟する長野県消費者団体連絡協議会など、県内の消費者団体や県弁護士会の要請を受け、ようやく長野県が条例制定の検討を表明し、今年度、消費生活条例(仮称)検討委員会を発足させることになりました。

5月30日(水)には、白井生活環境部長も臨席して、第1回委員会が開催されました。

消費生活条例検討委員会設置要綱の目的には、「消費者が巻き込まれるトラブルはより複雑、多様で巧妙なものになってきており、要綱による対応ではなく、より公平性、透明性が確保され、対外的にも効力のある条例制定が求められていることから、条例制定を含めた消費者施策の総合的な推進の検討を行うため、『長野県消費生活条例(仮称)検討委員会』を設置する。」と記述されています。

消費者団体がこれまで再三主張してきた「要綱ではなく条例による対応の必要性」を県が自らの文書で認めたことは、私達の長期に及ぶ運動の大きな成果です。

検討委員会は、消費者代表3名、事業者代表3名、学識経験者2名、市町村代表2名の計10名で構成され、県労福協や県生協連が参加する長野県消団



連からも消費者代表の委員として参加しています。

委員会は今年度4回の会議を開催し、その都度、条例骨子案、要綱案、条例案について、県民からのパブリックコメントを含めて検討していくことになっています。

8月には骨子案が公開され、パブリックコメントが募集されます。詳しくは県のホームページに条例検討委員会のサイトがありますのでご覧ください。

今後は、広く県民の中に条例の意義を浸透させるとともに、消費者被害の抑止と救済に実効性のある条例をつくるために積極的に提言し、条例制定の県の取り組みをサポートしていきます。

**消費者団体訴訟制度の
施行に合わせて、
長野県消団連は
「消費者機構日本」に
入会の申請をしました**

悪質商法トラブルが後を絶たない中、消費者団体が消費者個人に代わって業者を訴

えることができ「消費者団体訴訟制度」が6月7日にスタートしました。

これにより、これまで消費者契約法ではできなかった不特定多数への不当な勧誘の差し止めや不当な契約条項の削除の請求ができるようになりました。この訴訟を起せるのは、一定の要件を満たし総理大臣が認定した「適格消費者団体」ですが、現在、東京と関西の二つの団体が申請中です。

長野県労福協も加盟する長野県消費者団体連絡協議会では、6月の代表者会議において、「消費者機構日本」の団体正会員Bとして入会することを確認し、同会に申請の手続きをとりました。入会が認められれば、同会と連携し、長野県内における消費者被害の拡大防止をめざします。



消費者機構日本(COJ)とは

消費者団体訴訟制度を活用し、不当な約款や不当な勧誘行為を洗い出して、その是正を積極的にすすめていくことを目的に設立されたNPO=特定非営利活動法人。

消費者被害に関わる情報を把握、蓄積し、学識者や専門家とともに、消費者被害の未然防止・拡大防止をはかり、消費者の権利の確立を目指している。

ジョブカフェ 農業体験 実りの秋 欲張り収穫体験

ものを育てる喜び、自然とのふれあいを感じながら、働くことへのワンステップ。貴重な体験が待っています!

日程(予定) ※部分参加も可能です!		
りんご玉回し	10月28日(日)	小林りんご農園(長野市豊野町)
里芋・しいたけ収穫	10月31日(水)	橋長印ながのファーム(長野市市場)
りんご収穫	11月15日(木)~17日(土)	小林りんご農園(長野市豊野町)
農作物販売体験	11月23日(金祝)	勤労フェスティバル・城山公園(長野市)

参加資格 概ね35歳未満の若者

参加費 無料

定員 20名

主催：長野県地域労使就職支援機構・ジョブカフェ信州
 後援：長野県労働者福祉協議会(ライフサポートながの)
 お問い合わせ：TEL026-228-0320(ジョブカフェ信州事務局)
 TEL026-231-6520(支援機構事務局)

長野県住宅生協 第26回通常総会開催

長野県住宅生協は、5月25日に長野市岡田町「サンパルテ山王」に於いて第26回通常総会を開催しました。総会には、本人・代議員92名をはじめ、来賓、役員合わせて113名が出席し盛大に開催されました。

総会は、神津理事の開会挨拶の後、議長に情報労連の清澤賢司氏を選出し、議事が進められました。冒頭吉川理事長が「県内の住宅着工件数は堅調な伸びを示しているが、今後、少子高齢化、人口減少などの影響を考えると、先を見据えた事業運営が求められる。又、生協法改正も国会を通過し、これから詳細が明確になるが、引き続き法令を遵守しつつ、低廉・安心・安全な住宅を提供していく」と挨拶しました。



主催者あいさつを聴く参加者

議事は、池内常勤理事より事業報告・決算報告がされ、報告どおり承認されました。

又、2007年度事業・活動方針①勤住協事業と独自事業は、兼ね合いを見ながら推進する。②勤労者に優良な住宅を提供すると共に、円滑な運営、安定的な事業運営に努める。③新規事業用に「安心・安全・低廉」な住宅用地を取得、提供する。④環境対応商品「光触媒」関連事業に積極的に取り組む。等について北原専務理事が提案し、採決の結果、満場一致で承認されました。

長野県労働金庫 第58回通常総会開催

長野県労働金庫は、6月22日第58回通常総会を長野市「ホテル国際21」で開催しました。総会には代議員をはじめ、来賓、役員合わせ約230名が出席。初めに平成18年度（第56期）剰余金処分案、つづいて利用分量配当金の一部を長野県労働金庫奨学会基金ならびに地域活動活性化資金として拠出する件、平成19年度（第57期）事業計画案等が審議された。

総会は河原理事の開会挨拶の後、三好雅彦理事長が、定款の規定に基づき議長となり、総会成立を宣言し議案の審議に入りました。



事業報告を聴く代議員

冒頭、西村専務理事が現況報告等に加え、「組合員に役立つ生活応援運動を確固たるものにしていく。特に多重債務支援制度の確立をするべく昨年12月の貸金業法改正を受けて、労働金庫が一定のリスクを背負って勤労者支援に力を入れていく」と挨拶。

また、来賓では、石田長野県知事代理、県労福協近藤理事長から挨拶をいただいた。

議事は第1号議案から第6号議案まで審議され、質疑では「労働運動の強化に向けて議論を重ねてもらいたい。現実には格差社会や二極化の問題が発生している。企業閉鎖や合併という厳しい環境で会員・組合員の目線に立った商品制度・サービスを提供してもらいたい」等の意見が出された。労働組合運動に寄与するために労働金庫の生活応援運動があり、今後共一層取組みを強化していくことを確認し、満場一致で承認された。

「税務セミナー」の講師派遣事業開始しました

県労福協の構成団体である「(財)長野県労働者福祉基金協会」(略称:労働基金)では、住宅取得にかかわる税金、相続、贈与などの税金問題について、労働団体、労働組合、福祉事業団体が主催する「税務セミナー」に税理士を講師として派遣する事業を始めました。

①講師の選定
県税理士会長野県支部連合会で選考いただいた税理士の方とします。

②講師料(交通費を含む)
講師料は全額労働基金が負担します。

③講師派遣の手続き
講師を依頼する場合は、最寄の労金、全労済、生協、労福協の営業店・支所・事務所等へお申し込み下さい。

④派遣事業開始日
2007年6月18日より



地区労福協からの活動報告

飯田地区労福協

飯田地区労福協は2003年2月22日に結成され、今年でようやく5年目を迎え、去る5月30日に第5回定期総会とあわせて、労金の「ライフプランセミナー」を開催しました。

定期総会には来賓として県労福協の青木専務に出席をいただき、構成組織より代議員40名、オブザーバー48名が出席して、2006年度の総括と2007年度の活動方針を決定することができました。

定期総会終了後、「労金のライフプランセミナー」と題し、労金飯田支店の伊藤真史さんより、ライフステージに合わせたお金の必要性と、それに合わせたマネープランの立て方の研修を受けました。また、10月には本年度2回目となる「ライフサポート研修会」を予定しています。



定期総会でのライフプランセミナー

ソフトバレーボール大会開催

6月24日(日)「飯伊地区勤労者交流ソフトバレーボール大会」を開催しました。これは、飯伊地区の勤労者がソフトバレーボ



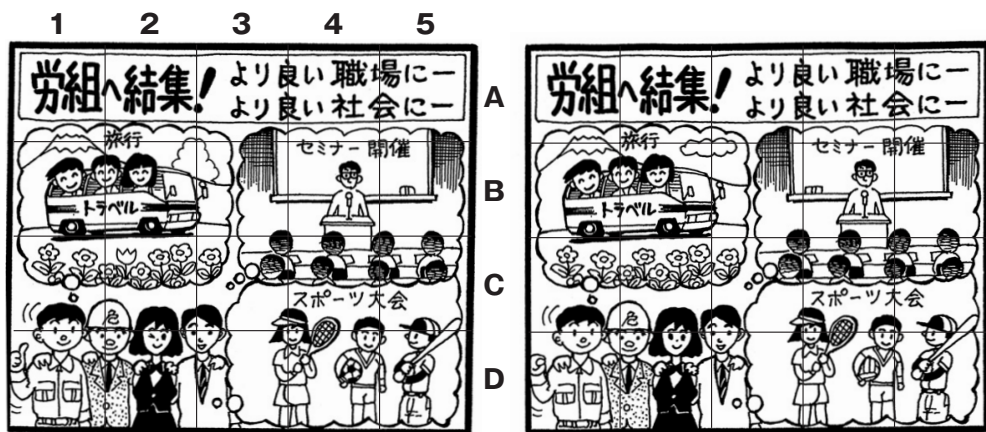
ソフトバレーボール大会

ールを通して、世代を超えて交流を深めることも、楽しみに、楽しく汗を流すことによつて、健康・体力づくりに寄与することを目的に、昨年度より幹事会で検討を重ね、ようやく実施することができました。当日は、飯伊地区の16の企業・事業所より、24チーム、130名余の参加があり、盛大に開催できました。初めての試みでしたが、大勢の皆さんに参加をいただいたので、今回の反省を生かし、次年度も開催をする予定です。



8つのまちがいさがし

左に並んだ二枚の絵を見比べて違っている箇所を8つ探して下さい。日頃使わない脳への刺激になるかと思ひます。



プレゼントの応募方法
● 官製はがきに答えを書いて県労福協へ(宛先は表紙にあります)
● 労福協の機関誌に対する意見要望を何か一言。
● 住所・氏名・年齢・性別・所属団体(単組名)又は勤務先を忘れず。
● 正解者の中から抽選で5名の方に図書カード(千円分)をプレゼント。
締切り 8月31日



前回の正解は

- 当選者(5名・敬称略)
木原 奉文(長野市)
徳竹 雅美(小布施町)
大野 恭裕(伊那市)
山田 謙二(辰野町)
高木 美香(岡谷市)

山なみ

5〜6月は地区労福協の総会に出席するため、県内各地を回りましたが、移動の車窓から眺める信州の美しさに改めて感動しました。

飯田に向かう高速バスは、西に木曾駒ヶ岳、東に北岳をはじめ、3千m級の山々が連なる伊那谷を走ります。

一滴の雪解け水がこれらの高嶺を駆け下り、多くの命を育む天童川を造っています。一見平地が少ない伊那谷ですが、上手くその利を活かしながら、発展をしています。

伊那谷で聞かれる語尾に「に」がつく方言を聞くと心が和むのですが、今回飯田地区の総会で笑顔豊かな仲間に出会い、更に心を温かくさせられました。飯田の総会では来賓は水引のリボンを付けさせていただきましたが、水引には「人の縁(えにし)」の結び、時を越えて、縁と縁を固く結んでいきたい」そんな気持ちが入められているそうです。

水引も元は簡単に破れてしまう紙しかし縋り結ぶことで決して切れない強いものになる。人も同じで、一人では心もなくなるとも、心をつなぎ結ぶことで強い力が生まれます。しかし、忘れてはならないのは一枚の紙がなければ水引は作れない。大河の水も一滴から...

自然・伝統の心・そして人々、私たちの周りにはすでに美しさが溢れています。ただそれに気付かない人が多いのかも知れません。(書)